

意見募集に寄せられた意見の概要

(「総合的な ADR の制度基盤の整備について」)

(注)本資料は、今後の ADR に関する基本的な法制の検討に資するため、意見募集に対して寄せられた意見について、いずれの項目に関心が高かったか、賛否の状況はどのようであったか、賛否の理由としてどのようなものが挙げられていたか等、意見に関する大まかな傾向を把握することを主眼として、事務局の責任において作成したものである。

意見提出の状況

司法制度改革推進本部事務局では、総合的な ADR の制度基盤の整備に関し、ADR に関する基本的な法制を整備する場合に必要な検討状況全般について、選択肢も含め、今後更に検討を深めるべき論点（「総合的な ADR の整備基盤の整備について」）を広く示したうえ、平成 15 年 7 月 29 日から 9 月 1 日までの間、意見募集を行った。

募集期間後に到達した意見も含め、9 月 22 日現在で集計した結果、意見提出の状況は以下のとおりであった。

1. 意見提出総数

164 件	〔 提出手段別： メール109件，郵送ほか55件 個人・団体別： 個人97件，団体64件，不明3件 〕

2. 属性別内訳（164件中）

（個人97件中）

学者・研究者：	16 件
弁護士（個人）：	28 件
隣接法律専門職種（個人）：	33 件
その他個人：	20 件

（団体64件中）

ADR機関：	15 件
弁護士団体：	6 件
隣接法律専門職種団体：	15 件
経済団体：	2 件
労働団体：	2 件
消費者団体：	18 件
地方公共団体：	1 件
外国：	1 件
国際機関等：	4 件

（不明3件）

検討に当たっての基本的考え方

検討に当たっての基本的考え方として、法規制という形での国による関与はできる限り排除すべき、ADR の公正性・信頼性の確保は利用者等の評価による淘汰を通じて維持されるべきことを基本として検討を進めるべきという意見があった一方で、ADR の健全性確保は ADR の発展の重要な柱であるにもかかわらず、これまでの公正性・信頼性確保に関する検討は不十分であるという意見もあった。

このほか、どのような ADR を拡充していくのかという視点に欠ける面があるのではないか、国際的な動向に柔軟に対応し得る制度設計を心がけるべきではないか、司法型・行政型 ADR をどう位置付けるかという問題の検討が不十分ではないか、多様性を持った ADR の発展を目指しながら、共通した法体系を構築しようとするに矛盾があるのではないかといった意見などもあった。

第一 検討の対象とする ADR の範囲

1. ADR に関する基本的な法制における「ADR」の範囲【論点1】

ADR に関する基本的な法制における「ADR」の適用範囲については、ADR の提供主体及び紛争解決手続の多様性にかんがみ、幅広く対象に含めていくべきとの意見が相当数あった。そのような立場からは、行政処分に係る紛争の解決手続についても適用範囲に含めるべきという意見があったほか、裁判上の和解を除外する必要はないとする意見もあった。

他方で、論点1のような適用範囲ではあまりにも多くの社会生活上の紛争解決メカニズムが含まれてしまうのではないかと、当事者の主体性・主導性を重視するという視点に立つならば、司法型 ADR 等は性格が異なるので、民間型 ADR に限るべきではないかといった適用範囲を限定すべきとの意見もあった。

また、論点1のような要素のみでは、いわゆるけんかの仲裁が含まれるのか、外国機関の提供する ADR が含まれるのかが不明確であることから、さらに外延の明確化が必要であるという意見もあった。

このほか、そもそも、ADR の範囲を法的に定めること自体が ADR 本来の魅力に相反することになるのではないかという意見もあった。

2. ADR に関する基本的な法制における相談手続の位置付け【論点2】

相談手続、とりわけ相談手続一般を ADR に関する基本的な法制に適用することについては、賛成意見も相当数寄せられたが、寄せられた意見の中では、相対的には反対意見が多かった。

賛成意見の理由としては、相談手続と紛争解決手続は一体的に捉えられるべきとするものが多かった。

他方、反対意見の理由としては、相談手続が ADR の入口に位置し、ADR を幅広く支えるものと捉えることには同意しつつも、極めて多岐にわたり、外延も不明確な相談手続を画一的に対象とすることは不適當である、すべての相談手続が ADR に付随するわけではなく、ADR 法に取り込む必然性はないのではないかと、相談手続を一般的事項の対象とすると実務に混乱をきたす等があった。

第二 基本的事項

1. ADR に関する基本理念【論点3～5】

(ADR に関する基本理念)

論点3 (ADR の意義)、論点4 (健全な発展を図る上での留意点、アプローチ) については、ADR の拡充・活性化に資する等の理由から論点の記述を概ね支持する意見が相当数あった。

なお、論点3について否定的な意見は「紛争解決機能の基礎的な役割を担う」という点に対するもので、裁判を受ける権利が軽視されるのではないかと、そこまで ADR を評価するのは行き過ぎではないかという意見等があった。

また、論点の記述に加え、ADR の迅速性、廉価性を基本理念として明示すべきではないか、消費者契約にあっては消費者関係法を生かした紛争解決への支援をすることといった旨を示すべきではないか、理念に照らして少しでも問題があると不適當という評価を受けるとすれば問題があるのではないかとといった意見もあった。

このほか、私的自治の下での自主的・主体的な紛争解決や手続進行過程における当事者の主体性の尊重等は、民間型 ADR には妥当するとしても、司法型・行政型 ADR には必ずしも妥当せず、この点を強調するならば、対象を民間型 ADR に限定すべきではないかという意見もあった。

(相談手続の位置付け)

論点5 (相談手続に関する基本理念) については、ADR との結びつきから基本理念で相談手続の健全な発展を図ることを規定し、その重要性に触れるべきとして、

支持する意見が相当数あった。

他方で、論点2とも関連し、相談手続を規定することに反対する意見も相当数あった。ただし、論点2には反対しつつ、相談手続の意義を示すことには賛成する意見も見られた。

2. 国の責務等【論点6】

論点の記述に対する意見としては、財政上の措置等の国による支援を望むものが相当数あった。また、国による国民への広報や ADR に関する教育の重要性を指摘する意見もあったが、他方で、そのような責務規定まで法定しなければならないのかという疑問を呈する意見もあった。

このほか、論点の記述に加え、国等は民間型 ADR の自主性・多様性を阻害しないようにすべきであり、ADR に対する国等の不干渉を明示すべきではないか、ADR を評価する際の目安を示すことや国際的な議論に積極的に参画することを国の責務として明示すべきではないかといった意見等もあった。

3. 地方公共団体の責務【論点7】

論点の記述を支持する意見のほか、住民にとってより身近な行政機関として国よりも地方公共団体の責務の方が重いのではないかといった趣旨の意見があった。

このほか、地方公共団体の提供する ADR の位置付けの強化を求める意見もあった。

4. ADR に係るサービスの提供者等(ADR 機関・担い手)の役割【論点8】

ADR に係るサービスの提供者等の役割を法律上規定することについては、これを疑問視する意見もあったが、示す方向で整理すべきとの意見が相当数あった。また、その際には、各サービス提供者の自主性・多様性を害しないように配慮することが必要ではないかとの意見もあった。

5. 国民の役割【論点9】

国民の役割を法律上規定することについては、その趣旨に賛意を示す意見は相当数あったが、賛意を示す一方で、あえて法律に規定することには疑問を呈する意見や国民の裁判を受ける権利への配慮が必要とする意見があった。

他方、国民の裁判を受ける権利との関係で誤解を招くおそれがあることを懸念し、明確にすることについて反対する意見や紛争の発生過程における力関係の格差

等をそのままに、紛争解決の場面でのみ私的自治を強調することは不適當ではないかという意見もあった。

このほか、国民の役割として、当事者としての側面のみを捉えるのではなく、ADR の主宰者として参画することにも触れるべきではないかという意見もあった。

第三 一般的事項

一般的事項の各論点に対する意見とは別に、論点全般に対する意見も相当数寄せられたが、その多くは、行為規範を示すことの有効性はともかくとして、法令上の規律と位置付けることによって、ADR の自主性・多様性が阻害されることを懸念する意見であり、一部には、ガイドラインという形で示すべきではないかという意見もあった。

1. 公正な手続運営の確保義務(努力義務)【論点10】

公正な手続運営の確保を主宰者の努力義務として規定することについては賛成する意見が相当数あり、また、公正な手続運営の内容を具体化することの困難性にも理解を示す意見が寄せられた。他方、ADR の公正性・信頼性の確保のためには、単なる努力義務ではなく、義務として規定すべきではないか、実効性をいかに確保するかが問題ではないかとする意見もあった。

また、中立性・独立性を求める考え方を盛り込まなかった点についても、賛否両方の立場からの意見があった。

2. ADR 機関に関する一般情報の提供義務(努力義務)【論点11】

自主的・主体的な選択機会の確保のためには極めて重要であるなどの理由から、努力義務として規定することに賛成する意見が相当数あったが、他方で、情報提供は重要、又は当然のこととしつつも、法律上の規定とするまでもないのではないかと、あくまでもADR 提供者の自主性に委ねるべきではないかという理由から、努力義務として規定することには反対する意見もあった。

なお、賛成・反対いずれの立場からも、提供する情報の内容については、ADR 提供者の自主性に委ねるべきであるとの意見、「主宰者候補者の経歴・専門分野」などをはじめ、情報提供に当たっては、プライバシーの問題との関係に十分留意すべきであるとの意見があった。

また、相談手続への適用については、論点2とも関連して、賛否両方の立場からの意見があった。

3. 質の高いADRの担い手の確保に関する義務(努力義務)【論点12】

信頼性の確保等のためには当然に負うべき責務であるとして賛成する意見が相当数あったが、論点11と同様、法律上の規定とするまでもないのではないかと、市場の評価を得るためには自ずと質の高い担い手を確保するインセンティブが働くので規定を置く必要はないのではないかとといった理由から、反対する意見もあった。なお、賛成意見の中には、研修まで規定すべきとの意見もあった。

また、相談手続への適用については、論点2とも関連して、賛否両方の立場からの意見があった。

4. サービス提供に関する重要事項の説明義務【論点13】

賛否それぞれの立場からの意見が相当数寄せられた。

賛成意見の理由としては、重要事項を説明すべきことは当然のことである、消費者等が主体的にADR機関を選択できるようにするためには必要である等があった。他方、反対意見の理由としては、私法上の義務と位置付けるのであれば既存法令の範囲で対処可能である等があったほか、実務上の対応の困難性等を掲げ、努力義務とするならば理解できるというものもあった。

なお、賛成意見の中には、説明義務を負う内容や方法について更に検討すべきとの指摘もあった。

また、特に相談手続への適用に限った意見も多く、電話等で行う相談においても重要事項の説明義務を課することは実務上の混乱を招くといった理由から、これに反対する意見が相当数あった。

5. 主宰者の有する一定の事実の開示義務【論点14】

ADRの公平性、信頼性の確保のためには必要な義務であるとして賛成する意見も相当数あったが、実務上の対応が困難であること、手続からの離脱が自由な手続について仲裁と同様の厳格な義務を課することはかえってADRの発展を阻害するおそれがあること、主宰者が回避すれば足りること等を理由に反対する意見や努力義務とすべきとする意見もあった。

なお、賛成・反対いずれの立場からも、具体的事由の明示の必要性や主宰者のプライバシーへの配慮の必要性を指摘する意見があった。

6. 秘密の保持義務【論点15】

守秘義務を負うことは当然のことである等の理由から賛成する意見が相当数あった。なお、論点11及び論点14の情報開示や研修時における事例説明などにお

ける情報開示にディスインセンティブを与えることのないよう配慮すべきではないかといった指摘も相当数あった。

また、相談手続への適用については、反対意見はあったものの、論点11～13ほどにはなかった。

第四 調停手続法的事項

1. 調整型手続から裁断型手続への移行に関する手続ルール

(1) 調整型手続の過程で得られた情報の利用制限【論点16】

賛否それぞれの立場からの意見が相当数寄せられた。

賛成意見の理由としては、情報利用の制限は理念上当然のことである、わが国における仲裁と調停を混同する傾向への歯止めとなる、UNCITRAL 国際商事調停モデル法に示された国際水準に合わせるべきである等があった。

他方、反対意見の理由としては、情報の利用を制限すれば調停において率直な話し合いが行われると捉えるのはあまりにも理念的に過ぎる、仲裁と調停の混同は批判的に捉えられるべきではなく、むしろ、積極的に評価されるべきである、実務における意識からすると実情にそぐわない面があり、むしろ現場に無用の混乱をもたらす懸念がある等があった。

また、情報の取扱いに関する事項を説明義務として位置付ける案に対しては、当事者の十分な理解を得られるように説明することは実際には困難であるとして、反対する意見があった。

(2) 調整型手続の主宰者を仲裁人に選任することの制限【論点17】

論点16と同様、賛否それぞれの立場からの意見が相当数寄せられた。

また、賛成意見、反対意見のそれぞれの理由についても、論点16と同様、賛成意見が理念上の問題等を理由とするのに対し、反対意見は実務上の問題等を理由とするものが多かった。

2. 調整型手続に関する一般手続ルール【論点18】

調停の利用促進を図る観点から一般ルールを別途検討すべきであり、また、デフォルト・ルールとするならば、ADR の多様性を阻害することにはならないとする意見もあったが、ADR の自主性・多様性を阻害するおそれがあるので一般ルールは

制定すべきでない、別途検討することも不要であるといった意見が相当数あった。

第五 特例的事項

1. ADR を利用した紛争解決における時効の中断

(1) 基本的な考え方【論点19】

現行の催告に認められる暫定的な時効中断効で対応可能である、時効中断が必要であれば訴訟を提起すればよい、国民の信頼・評価が定まっているとは言い難いADRに対して民事調停にも匹敵する効果を付与することは不適當である、事業者・消費者間紛争において消費者にとって不利益が生ずるおそれがある等の理由から、時効中断効を付与することに反対する意見も相当数あったが、寄せられた意見のなかでは、相対的には、手続の選択機会を確保する等のためには時効中断効が認められるべきとして、賛成する意見が多くを占めた。

なお、時効の中断は、現行制度との均衡や法的安定性等の観点から議論されるべきであって、ADRの利用促進の手段として議論されるべきではないという指摘もあった。

(2) 考えられる時効の中断に関する特例【論点20】

時効中断効を付与する場合の考え方については、ADRに後続して訴訟提起がされた場合にADR申立て時に遡及して時効中断を認めるという考え方(本案)を支持する意見が相当数あったが、別案のように、民事調停の申立てと同様の効力を認める考え方、あるいは、ADRの継続中は時効の停止を認める等の他の考え方を支持する意見もあった。

また、時効の中断を一定の適格性を有するADRに限定して認めることについては、現行制度との整合性、濫用防止、予測可能性の確保等の観点から、一定の適格性を備えたADRのみを対象とすべき、あるいは、対象とせざるを得ないとする意見が相当数あったが、他方で、ADRの多様性の確保を重視する立場や適格性の審査を好ましくないと捉える立場から、適格性を備えたADRに限定することに反対する意見も相当数あった。

なお、一定の適格性を備えていることを要件とすることを支持する意見の中には、適格性は、弁護士が手続主宰者として関与することをもって足りるといった意見、公正・中立な手続運営を備えていることも必要であるとする意見もあった。

このほか、時効中断を認めるためには、ADR機関(主宰者)に申立てがなされ

ただけでは足りず、請求の意思が相手方に到達していることを必須とすべきという意見、ADR 合意があることも要件とすべきという意見もあった。

2. ADR における和解に対する執行力の付与【論点 2 1】

非常に多くの意見が寄せられた。

紛争解決の選択肢としての魅力を向上させるためには必要である、裁判手続と代替的に捉える当事者にとっては必要性が高い等の理由から、論点に記載された要件の下で執行力を付与することに賛成する意見も相当数あったが、寄せられた意見のなかでは、相対的には、反対意見が多くを占めた。

反対意見の理由としては、ADR 和解に執行力を付与する理論的根拠が不明確である、いわゆる債務名義作成会社が出現して深刻な被害を招く危険性を否定できない、論点に記載された要件の下では、適正な解決が確保されるという担保がない、私的自治の下での自主的解決を掲げながら履行を国家権力に頼ることは ADR の本質に反するものである、厳格な適格性が求められるゆえに ADR の自主性を阻害する原因となりかねない等があった。

なお、今回の意見募集に寄せられた意見においては、執行力の付与への反対のみに言及するものも相当数あった。

このほか、執行力の付与は不要としつつも、代替的に、即決和解などの現行制度を利用しやすくするための工夫を検討することを求める意見もあった。

3. ADR を利用した場合の調停前置主義の不適用【論点 2 2、2 3】

当事者の負担軽減等の観点から、調停前置主義の不適用に関する特例を設けることに賛成する意見が相当数あった。また、反対意見もあったが、その中には、現行制度の下での対応で十分であるとするものもあり、趣旨そのものに反対する意見はあまり寄せられなかった。

調停前置主義の不適用に関する特例を認める場合の方法としては、一定の適格性を有する ADR を経ていれば一律に調停前置の例外を認めるべきとの考え方を支持する意見と、調停前置主義の原則は維持しつつ、裁判所の個別判断により例外的に不適用を認めるべきとの考え方を支持する意見とに二分された。

また、後者の考え方を支持する意見の中でも、一定の適格性の必要性に関しては、さらに意見が分かれた。

4. ADR の手続開始による訴訟手続の中止【論点 2 4、2 5】

論点 2 2、2 3と同様、当事者の負担軽減等の観点から、訴訟手続の中止に関する特例を設けることに賛成する意見が相当数あった。また、反対意見もあったが、

その中には、現行制度の下での対応で十分であるとするものもあった。

一定の適格性の必要性に関しては、中止の必要性は個別性が強いこと等を理由として、一定の適格性を要求せず、すべて裁判所の個別判断に委ねるべきとの考え方を支持する意見が相当数あった。

5. 裁判所による ADR を利用した和解交渉の勧奨等【論点 26、27】

(和解交渉の勧奨)

裁判所が ADR の利用を勧奨することについては、賛成意見、反対意見ともに相当数あった。

賛成意見の理由としては、訴訟手続との連携を促進する観点から望ましい等があった。他方、反対意見の理由としては、裁判所が ADR を十分に把握できていない現状では実効性に欠ける、運用上の対応で十分である、裁判を求めている当事者に他の解決方法を勧めること自体に問題がある等があった。

(裁判所による証拠調べ等)

裁判所による証拠調べについては、そのような制度を設ける必要性に乏しいこと、当事者間の合意を基礎とし、簡易・迅速な解決を目指すという ADR の本来の目的に反すること等の理由から、制度の整備に反対する意見が相当数あった。

ADR における争点・証拠整理等の訴訟手続における活用についても、制度の整備に反対又は現時点では不要とする意見が相当数あった。

6. 民事法律扶助の対象化等【論点 28】

司法へのアクセスの拡充に資するためには扶助の対象を民事裁判等に先立つ手続に限定しなくともよいのではないかと、事業者・消費者間紛争等では代理人を依頼する必要性も高いのではないかと等の理由から、ADR における代理人費用を民事法律扶助の対象とすべきとする意見が相当数あった。

他方、現行制度の運用により対応できるのだから重ねて制度整備を図る必要はない、自発的・主体的な紛争解決を目指す ADR と切羽詰まった状況での権利救済を支援する趣旨の法律扶助制度とは相容れないのではないかと等の理由から、制度整備を不要とする意見もあった。

このほか、代理人費用のみならず、ADR の手続費用を援助することも検討すべきであるとする意見もあった。

7. 専門家の活用

(1) ADR 主宰業務に関する弁護士法第 72 条の特例【論点 29～31】

(ADR 主宰業務に関する特例を設けることの適否)

非常に多くの意見が寄せられた。

ADR 主宰業務は弁護士でなければならない、立法技術的に困難といった理由から特例規定を設けることそのものに反対する意見もあったが、寄せられた意見のなかで相対的にみると、意見の多くは、専門家について特例を設けることに賛成する意見であった。

特例を設けることに賛成する理由としては、隣接法律専門職種等の有する専門家が有する専門的知見を活用すべきである、現に高い紛争解決能力を持つ専門家も多く存在し、また、例えば、国際商事紛争の分野においては弁護士以外にも紛争分野の専門家や大学教授等の学識経験者が多数活躍している、国民は主宰者が弁護士でなければならないという意識を有していないはずである、UNCITRAL 国際商事調停モデル法でも主宰者の資格を制限する規定は設けられていない、現在の弁護士の数の下で主宰者を弁護士に限ることは ADR の発展の制約要因となる等があった。

さらに、ADR の主宰者には制限を設けないことが諸外国の潮流である、弁護士法第 72 条は多様性を目指す ADR の立ち上げの阻害要因になっているといった理由から、そもそも弁護士法第 72 条を ADR 主宰業務に適用することが不相当であると見る立場から、専門家という限定を付する必要もないという意見も相当数あった。

このほか、個々の隣接法律専門職種に対して ADR 主宰業務を認めるよう要望する個別意見も相当数あった。

(ADR 主宰業務に関する特例を設ける場合の要件)

特例を設ける場合の要件として、弁護士の関与・助言の確保等を求めることについては、必要とする意見、不要とする意見ともに相当数あったが、寄せられた意見のなかで相対的にみると、不要であるとする意見が多くを占めた。

弁護士の関与等の適格性を必要とする意見は、基本的に、紛争は、法の支配の原理の下に、広い意味での法を主要な準則とし、広い意味での適正な手続により解決されるべきであるから、紛争分野や紛争解決に関する専門的知見の有用性は十分認められるが、ADR の主宰者であっても、やはり、高度の法的知識を有することが重視されるべきこと等を理由とするものであった。

これに対し、不要とする意見の理由としては、実効的に適格性を満たしていることを確認する方法があるのかが疑問である、どのような者を信頼して主宰を委ねるかは、的確な情報開示の下で当事者の自治と自己責任に委ねるべきである、弁護

士等の関与を求めることはADRの利用コストを上昇させることになる、不公正な主宰者が跋扈するといったおそれについては一般的な刑事法制の適用によって解決されるべきである等があった。

さらに、不要であるとする意見の中には、ADR 主宰業務を弁護士の独占業務である法律事務と位置付けること自体がグローバル・スタンダードから外れている、日本だけがそのような要件を設けると、外国のADR 機関が日本でADR を行うことを阻害することになるという理由を挙げるものもあった。

また、一定の公的資格者に限って弁護士の関与を不要とする考え方については、適格性は各士業の責任において担保されている、弁護士の数には限界がある、弁護士は日常的な事件に関して知識はないといった理由から、これを支持する意見が相当数あった。

さらに、仮に弁護士の関与を必要とするのであれば、ADR 主宰者は専門家に限らなくてもよいという意見もあった。

なお、弁護士の関与の程度に関しては、組織管理に弁護士が参画していることを求める意見等があった。

このほか、「ADR を公正かつ適確に行うことができる機関において選任された者が行う業務」については、正当業務行為として弁護士以外の者によるADR 主宰業務が許容される場合があり得る旨を明らかにし、選任基準は各ADR 機関の判断に委ねるとともに、適法とされる範囲については解釈に委ねることでよいとする意見、「ADR 士」という資格の創設を提言する意見等があった。

(一定の不適格者の除外)

広くADR 主宰業務を行えるようにすべきである、規制が増えるのは好ましくない等の理由から、不適格者の排除に関する規定を置くことに反対する意見も相当数あったが、寄せられた意見のなかで相対的にみれば、一定の不適格者がADR 主宰業務を行えないこととするのは当然であるとして、一定の不適格者はADR 主宰業務を行うことができないものとする仕組みを設けることに賛成する意見が多くを占めた。

なお、賛成意見の中には、ADR 法制に規定を設けるのではなく、個別法に規定する方が適当であるとの意見もあった。

(2) 相談業務に関する弁護士法第72条の特例【論点32】

相談業務に関する特例を設けることについては、論点2とも関連し、相談業務に関する規定をADR 法の対象とすべきでないとの立場等から、これに反対する意見が相当数あったが、寄せられた意見のなかで相対的にみると、ADR 主宰業務に準じて、弁護士法第72条の特例を設けることに賛成する意見が多くを占めた。

(3) ADR 代理業務に関する弁護士法第 72 条の特例【論点 33、34】

(ADR 代理業務)

弁護士以外の者に ADR 業務を認めることについては、慎重な検討を要するという意見、あるいは、少なくとも、必要性、範囲・条件を個別の職種ごとに十分検討した上で、個別に認めるか否かを判断すべきという意見が相当数あった。

また、個別に検討する場合には、その基準に留意する必要がある、専門的な法律知識のみならず、紛争解決手続に関する知識と経験、公平性・倫理観が必要である、研修等による知識の研鑽も条件とすべき、法律知識、技術には習熟しているが、必ずしも紛争解決に関する法律全般の知識、技術に習熟しているとは言えない者が ADR 代理業務を行うことは適当ではないといった意見があった。

他方、専門家の活用等の観点から、個別の検討については言及することなく、ADR 代理業務を行えるようにすべきとの意見も相当数あった。

このほか、個別法令上の規定を検討するのではなく、まずは規制緩和の観点から運用として早急に認めるべきといった意見、専門的知見の活用は鑑定人・補佐人等としての活用が適切な場合が多いといった意見もあった。

(相対交渉代理業務)

ADR 代理業務を認める場合に、相対交渉における和解についての代理権を ADR 代理受任事件に限定すべきか否かについては、限定すべきとする意見、限定は不要であるとする意見ともに相当数あった。

必ずしも ADR 受任事件に限定する必要はないという意見の理由としては、ADR における和解と ADR 外の相対交渉は一体であり、ADR 代理業務の遂行に必要な範囲で相対交渉における和解についての代理権も認めるべき等があった。

これに対し、限定する必要があるという意見の理由としては、ADR における手続代理と ADR 外での相対交渉の代理とでは問題の質、量が異なり、弁護士以外に認めるべきではない等があった。

8. 特例的事項の適用における ADR の適格性の確認方法【論点 35～40】

法的効果等を付与する際に必要とされる ADR の適格性を満たしていることを確認する方法として事前確認方式を採用することについて、採用の是非に関する総論に対して寄せられた意見をみると、他の方法がない以上はやむを得ない、慎重な検討を要するといった意見も含め、事前確認方式を支持する意見も相当数あったが、相対的には、そもそも適格性を要件とする必要がないといった意見も含め、事前確認方式に反対する意見が多くを占めた。

他方、個別の法的効果ごとに事前確認方式を採用することに対して寄せられた意見をみると、調停前置事件の不適用、訴訟手続の中止及び ADR 主宰業務に関

する弁護士法第72条の適用除外については、事前確認制度の採用を支持する意見は少数にとどまり、反対する意見が相当数あった。これに対し、時効中断及び執行力の付与については、支持する意見、反対する意見ともに相当数あった。

第六 各事項の適用範囲 【論点41】

基本的な法制を整備する場合における適用範囲については、論点の記載を支持する意見もあったが、行政型ADRと民間型ADRという提供主体の違いによって画一的に適用範囲を画することは適当ではなく、基本的事項のみならず、一般的事項等についても、項目に応じて、行政型ADR及び司法型ADRへの適用を検討すべきとの意見もあった。また、基本的事項についても、民間ADRに限定すべきとの意見もあった。

このほか、論点2とも関連し、相談手続は適用対象外とすべきとの意見があった。